

概要

【関係法令】R5.9.22 道路運送法施行規則の一部改正が公布、R5.10.1 施行。

【内容】 協議運賃制度の運用が改正。運賃については、現行の【地域公共交通会議】での協議事項から外れ、運賃協議会で協議する。（令和 6 年 3 月議会で関係条例改正）

種類	事業者	支払	協議の場	備考
緑ナンバー	（一般乗合旅客自動車運送事業者）	運賃	新協議体	新規
白ナンバー	（自家用有償旅客運送）	対価	公共交通会議	従来どおり

「対価」（白ナンバー：自家用有償旅客運送事業者））今後も公共交通会議で協議

要件	旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められるもの
	合理的な範囲により定められ、かつ旅客にとって明確であること

市内巡回バス、広域循環バスについては、白ナンバーのため、今後も地域公共交通会議で協議。

運賃協議会メンバー

- 市長又は指名する者（=会長）
- 当該事業者（1 社のみ）
- 佐賀運輸支局長
- 区長（小城市地域公共交通会議委員の中から市長が指名）

※独占禁止法のカルテルにあたらないう、運賃等を定めようとする事業者のみが会議に参加する。

※仮に複数事業者を同時に協議する場合でも、1 社ごとに協議する。（退室等）

※運賃協議会の前に公聴会等の開催が必要。

参考法令

道路運送法

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者(以下「**一般乗合旅客自動車運送事業者**」という。)は、**旅客の運賃及び料金**(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。)**の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。

2～3 略

4 **一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る**運賃等**について**協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。**当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 **当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)**又は都道府県

二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**

三 **当該路線等を管轄する地方運輸局長**

四 **第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者**

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、**あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

6～7 略

小城市地域公共交通運賃協議会設置要綱

制定 令和6年3月21日

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため小城市地域公共交通運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（1）地域における需要に応じた住民の生活のために旅客輸送を確保する必要がある路線又は営業区域にかかる運賃等に関する事項

（2）協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（協議会の構成員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

（1）市長又はその指名する者

（2）運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者

（3）佐賀運輸支局長又はその指名する者

（4）協議する運賃等に係る路線等に関係する住民の意見を代表する者として市長が指名する者

（協議会の運営）

第4条 協議会に会長をおき、小城市長又はその指名する者の中からこれを充てる。

2 協議会は、会長が召集し、会長が議長となる。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 協議会の議決の方法は、多数決とし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 協議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

（守秘義務）

第5条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（協議結果の取扱い）

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則（令和6年3月21日 令和5年小交協第21号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。